

愛媛県建設工事関連業務入札後審査型一般競争入札に係る 入札参加資格設定における基本方針

「愛媛県建設工事関連業務入札後審査型一般競争入札実施要領」第3条に定める具体的な取扱い及び第5条第10号に定めるその他建設工事関連業務ごとに必要と認める事項については以下を基本とし、入札参加資格については業務ごとに入札公告に記載するものとする。

1. 対象業務（第3条関係）

（1）総合評価落札方式による業務委託

土木部が発注する高度な技術力を要する設計金額3,000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務

（2）価格競争方式による業務委託

土木部が発注する以下の業務

- － 1 チャレンジ枠による業務委託
- － 2 四国社会基盤メンテナンスエキスパートを活用した橋梁定期点検委託業務
- － 3 土木工事の監督に関する現場技術業務委託
- － 4 その他の業務委託

2. 入札参加資格（第5条第10号関係）

（1）総合評価落札方式による業務委託

入札参加資格は、入札公告で定める同種又は類似の業務実績を有する者であること。なお、同種業務の実績を有している県内業者が一定数見込まれる場合は愛媛県内に本店を有する者であることとし、これ以外の場合は本店所在地を愛媛県内に限定しない。

（2）価格競争方式による業務委託

（2）－ 1 チャレンジ枠による業務委託

入札参加資格は、以下①～③の全ての要件を満たす者とする。

- ① 愛媛県内に本店を有する者であること。
- ② 愛媛県発注の土木関係建設コンサルタント業務の実績を有する者であること。
- ③ 業務内容に応じた実績を有する者であること。

※③において、入札参加資格として求める業務実績については、同種業務のみに限定せず、類似業務の実績も含めるなど、業務内容に応じて個別に設定するものとする。

（2）－ 2 四国社会基盤メンテナンスエキスパートを活用した橋梁定期点検委託業務

入札参加資格は、以下①、②の全ての要件を満たす者とする。

- ① 愛媛県内に本店を有する者であること。
- ② 次の要件を満たす技術者を配置することができる者であること。

- ア 設計業務等共通仕様書（案）に規定する資格を有している者を管理技術者及び照査技術者に配置することができること。
- イ 四国社会基盤メンテナンスエキスパート（四国ME）の認定資格を有している者を担当技術者に1人以上配置できること。なお、担当技術者は管理技術者を兼務できるが、照査技術者を兼ねることはできない。

（2）－3 土木工事の監督に関する現場技術業務委託

入札参加資格は、以下①～③の全ての要件を満たす者とする。

- ① 愛媛県内に本店を有する者であること。
- ② 次の要件を満たす管理技術者を配置することができる者であること。
 - ア 次のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
 - (イ) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
 - (ウ) 一級土木施工管理技士
 - (エ) 公益社団法人土木学会による特別上級技術者、上級技術者又は1級技術者
 - (オ) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会によるRCCM（技術士部門と同様の部門に限る。）
 - イ 公告日の前日から起算して過去10年間に完了した次の同種業務又は類似業務の実績を1件以上有する者
 - なお、同種業務及び類似業務の実績には、元請業者の職員として従事した業務の経験のほか、出向し、若しくは派遣された業者の職員として従事した業務の経験、再委託を受けた業者の職員として従事した業務の経験又は発注者として従事した業務の経験を含む。また、発注者として従事した業務とは、国、都道府県、政令市の職員として、業務の監督、検査及び業務履行中又は完成時の履行状況の確認のいずれかに従事した業務をいう。
 - (ア) 同種業務：
愛媛県が発注した土木工事の監督に関する現場技術業務委託又は国、都道府県若しくは政令市が発注した土木工事に関する発注者支援業務
 - (イ) 類似業務：
国、都道府県若しくは政令市が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務又は土木工事における監理技術者の業務
- ③ 次のいずれかの要件を満たす現場技術員を配置することができる者であること。
 - ア 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
 - イ 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）又は技術士補（建設部門）
 - ウ 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

- エ 公益社団法人土木学会による特別上級技術者、上級技術者、1級技術者又は2級技術者
- オ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会によるRCCM（技術士部門と同様の部門に限る）
- カ ②イに掲げる同種業務又は類似業務の実績と同様の実務経験を1年以上有する者。なお、実務経験期間は、同種業務及び類似業務の実務経験期間を合算することができる。
- キ 土木事業（農業土木事業、森林土木事業及び水産土木事業を除く。）に関する技術的行政経験を10年以上有する者

（2）－4 その他の業務委託

入札参加資格は、業務内容に応じてその都度定めるものとする。設定に際しては、行政経営課（技術企画室）と協議すること。